

徳島県告示第三百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機関として、次のとおり指定した。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

|         |               |
|---------|---------------|
| 施術者の氏名  | 近藤 純一郎        |
| 施術所の名称  | こんどう鍼灸治療院     |
| 施術所の所在地 | 吉野川市鴨島町森藤一〇〇七 |
| 指定年月日   | 令和五年九月一日      |